

新山口駅周辺地区
道路及び交通安全特定事業計画

平成22年12月

国土交通省
山口県
山口県公安委員会
山口市

目 次

1. はじめに	1
2. 山口市バリアフリー基本構想の概要	1
2-1 基本的な考え方	1
2-2 基本理念	2
2-3 重点整備地区並びに生活関連施設及び生活関連経路	2
3. 基本構想における特定事業	5
3-1 基本構想で位置づけた道路特定事業	5
3-2 基本構想で位置づけた交通安全特定事業	6
4. 道路特定事業計画	7
5. 交通安全特定事業計画	16

1. はじめに

今日の日本は、急速な高齢化が進み、本格的な高齢社会を迎えるとともに、少子化も同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

また、障がいの有無に関わらず、生活し、活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念が浸透しつつあります。

このような状況のなか、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）が平成18年12月に施行されました。

本市におきましても、バリアフリー新法に基づき、一体的かつ、総合的なバリアフリー化の推進を図っていくことを目的とし、バリアフリーのまちづくりの実現に向け、「山口市バリアフリー基本構想」を平成21年6月に策定しました。

基本構想の策定を受け、バリアフリー新法第31条及び第36条の規定に基づき、関係する道路管理者及び公安委員会と共同して、基本構想で定めた道路及び交通安全のバリアフリー化についての方針に従い、「新山口周辺地区道路及び交通安全特定事業計画」を作成しました。

今後は作成した特定事業計画に基づき、道路管理者及び公安委員会において一体的、集中的にバリアフリー化の事業を実施していきます。

2. 山口市バリアフリー基本構想の概要

2-1 基本的な考え方

山口市総合計画の理念である「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち」に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解決するための基本理念を定めます。

バリアフリーのまちづくりを実現していくためには、施設や交通機関等のバリアフリー整備とともに、市民一人ひとりの支えあいによって、誰もが快適に暮らせるまちを創造していくことが必要です。ハード的な取組みとソフト的な取組みが連携することで、高齢者、障がい者をはじめとした誰もが、地域でいきいきと活動し、安心して生活できるまちづくりを目指します。

2-2 基本理念

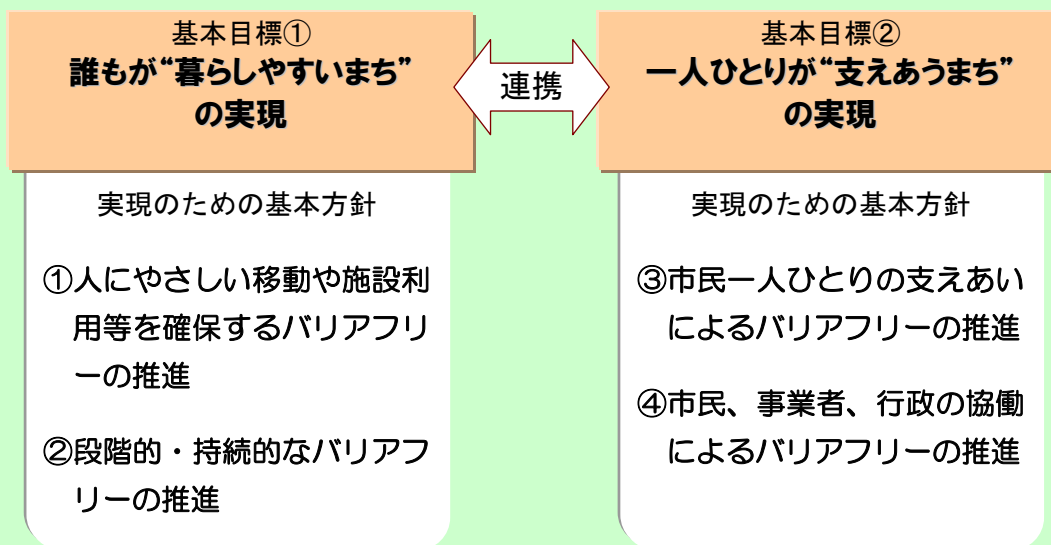
基本的な考え方に基づき、本市のバリアフリー推進にあたっての基本理念、基本目標を以下のように定めます。

基本理念、基本目標に基づき、本市のバリアフリーに関する課題を解消するための4つの基本方針を定め、バリアフリーの取組みを展開します。取組みを推進するにあたっては、市民や民間事業者等の理解と協力が必要であり、市民への周知や事業者等との連携を図りながら、全市的なバリアフリーのまちづくりを実現していきます。

基本理念

誰もが安全に安心して快適に暮らし、互いに支えあうまち

基本目標



2-3 重点整備地区並びに生活関連施設及び生活関連経路

新山口駅を中心として、北側は山口市小郡総合支所周辺から周防下郷駅周辺まで、南側は国道2号までの面積約270haを重点整備地区の区域として設定します。

重点整備地区においては、主要な「生活関連施設」及びそれらを結ぶ主要な経路である「生活関連経路」を設定し、優先的にバリアフリー化の対応を図ることとします。

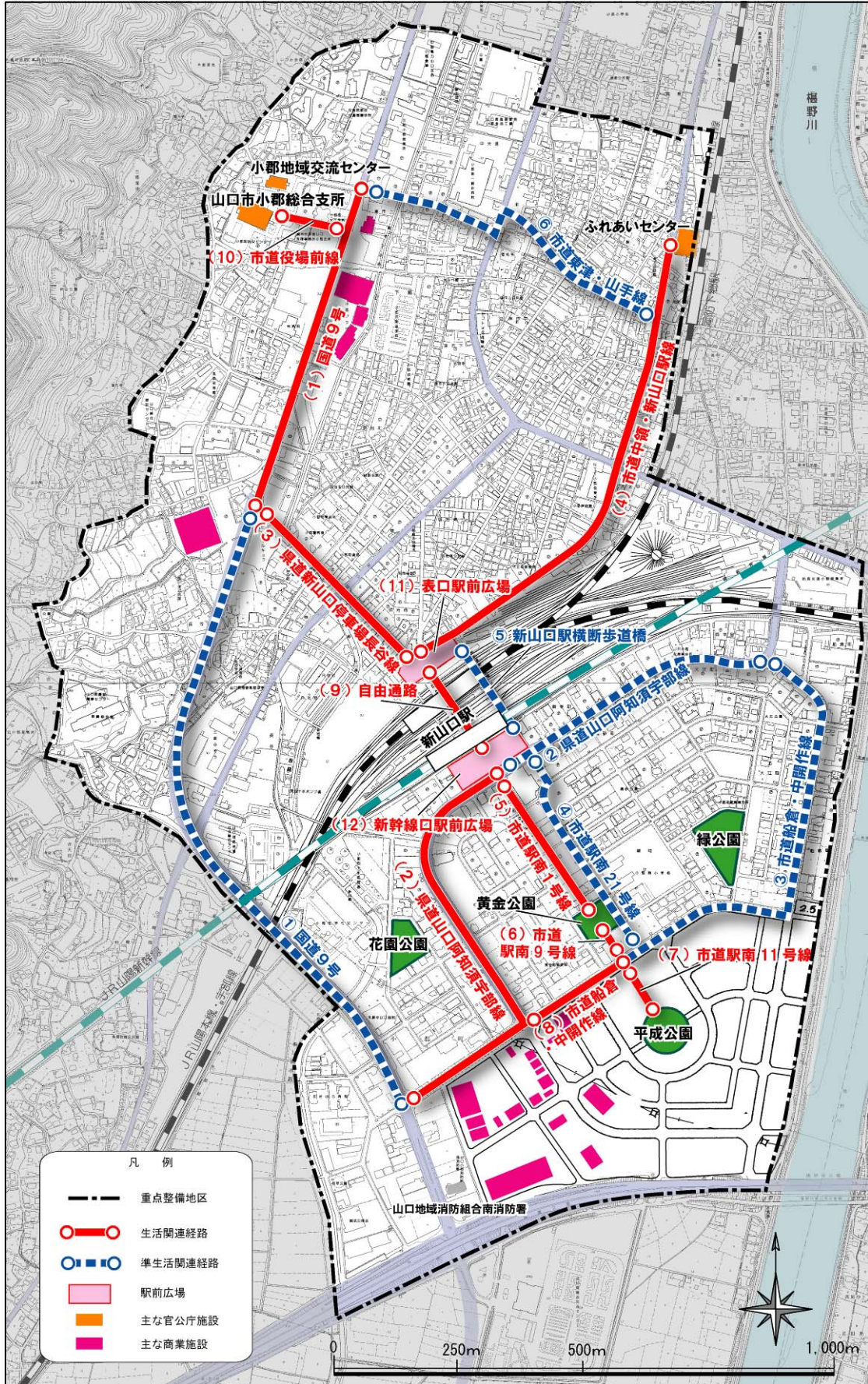
■ 主要な生活関連施設

分類	生活関連施設
旅客施設	新山口駅
官公庁施設	小郡総合支所
集会・文化施設、体育施設、老人福祉センター	小郡地域交流センター、小郡ふれあいセンター
都市公園	黄金公園、平成公園、花園公園、緑公園
大規模民間施設	大型商業施設の主要な店舗

■ 生活関連経路等

経路種別	番号	対象路線	区間
生活関連経路	(1)	国道9号	郵便局前交差点～矢足交差点
	(2)	県道山口阿知須宇部線	県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～若草交差点
	(3)	県道新山口停車場長谷線	表口駅前広場～矢足交差点
	(4)	市道中領・新山口駅線	表口駅前広場～ふれあいセンター
	(5)	市道駅南1号線	県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～黄金公園
	(6)	市道駅南9号線	黄金公園～市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点
	(7)	市道駅南11号線	市道駅南11号線と市道船倉・中開作線の交差点～平成公園
	(8)	市道船倉・中開作線	県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点 ～市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点
	(9)	自由通路	表口駅前広場～新幹線口駅前広場
	(10)	市道役場前線	国道9号と市道役場前線の交差点～小郡総合支所
	(11)	表口駅前広場	表口駅前広場
	(12)	新幹線口駅前広場	新幹線口駅前広場
準生活関連経路	①	国道9号	矢足交差点～若草交差点
	②	県道山口阿知須宇部線	県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～ 県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点
	③	市道船倉・中開作線	県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点～ 市道船倉・中開作線と市道駅南9号線の交差点
	④	市道駅南21号線	県道山口阿知須宇部線と市道駅南21号線との交差点～ 市道駅南21号線と市道船倉・中開作線の交差点
	⑤	新山口駅横断歩道橋	表口駅前広場～新幹線口駅前広場
	⑥	市道東津・山手線	市道東津・山手線と市道中領・新山口駅線の交差点～ 郵便局前交差点

■生活関連施設及び生活関連経路の設定



3. 基本構想における特定事業

3-1 基本構想で位置づけた道路特定事業

方針

主要な経路として、生活関連経路については、「道路移動等円滑化基準」に適合したバリアフリー化を目標とします。また、準生活関連経路については、土地所有等の制約条件が多いことから、可能な範囲でのバリアフリー化を検討・推進します。

また、ソフト施策の展開により、利用しやすい道路環境の維持を目指します。

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	生活関連経路 (路線名) ・国道9号 ・県道山口阿知須宇部線 ・県道新山口停車場長谷線 ・市道中領・新山口駅線 ・市道駅南1号線 ・市道駅南9号線 ・市道駅南11号線 ・市道船倉・中開作線 ・市道役場前線 ※区間は別図のとおり	・歩道の改良(幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等)	中長期
関連事業	準生活関連経路 (路線名) ・国道9号 ・県道山口阿知須宇部線 ・市道船倉・中開作線 ・市道駅南21号線 ・新山口駅横断歩道橋 ・市道東津・山手線 ※区間は別図のとおり	・土地所有等の状況に応じ、以下の項目について可能な範囲での歩道の改良(幅員2m以上の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、段差の改良、勾配の改良、側溝蓋の改良等)	その他 ※早期実現に向け事業化を検討
	不法占用している商用店舗の看板や放置自転車	・不法占用等防止の指導・啓発を行う	その他 ※継続的に実施
	重点整備地区内の道路	・適切な維持管理	その他 ※継続的に実施


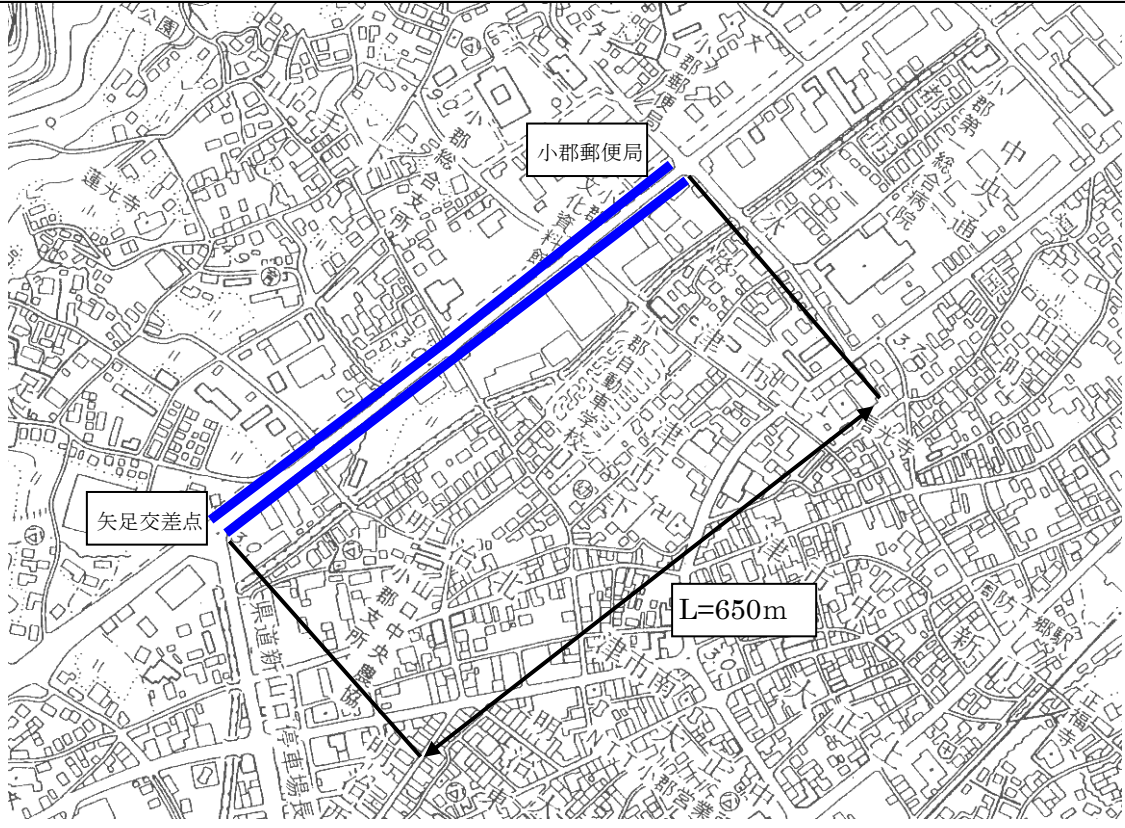
3-2 基本構想で位置づけた交通安全特定事業

方針

道路整備等と連携を図りつつ、高齢者・障がい者等の移動に配慮した安全対策を推進します。


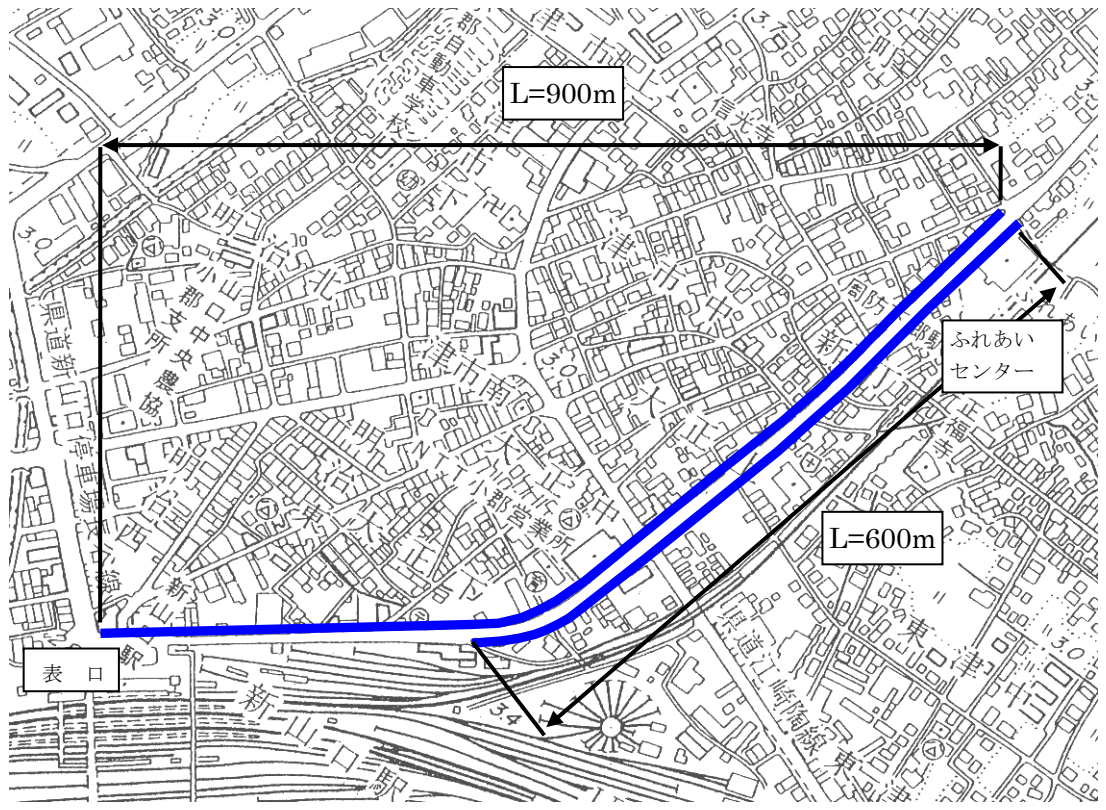
事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施期間
特定事業	生活関連経路上の信号機・標識など	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用付加装置 ・高齢者等感応装置 ・歩行者用灯器のLED化 	中長期 ※道路整備等と連携を図りつつ順次実施
関連事業	生活関連経路以外の道路	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障がい者等の移動等に配慮した安全対策の推進 	その他 ※道路整備等と連携を図りつつ実施を検討
	違法駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車を取り締まりの強化及び防止のための啓発活動等の実施 	その他 ※継続的に実施

4. 道路特定事業計画

I 道路の区間			
道路管理者	国土交通省		
路線名	国道9号		
事業区間	郵便局前交差点～矢足交差点		
道路延長	650m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
歩道の拡幅・改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	1,300m	整備中	
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			
			

I 道路の区間			
道路管理者	山口県		
路線名	県道山口阿知須宇部線		
事業区間	県道山口阿知須宇部線と市道駅南21号線の交差点～若草交差点		
道路延長	980m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	1,800m	平成22年度～	■ ■ ■ ■ ■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口県		
路線名	県道新山口停車場長谷線		
事業区間	表口駅前広場～矢足交差点		
道路延長	390m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
歩道内の段差解消、勾配修正	560m	平成26年度～	■
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	220m	平成26年度～	■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
実施時期等については新山口駅ターミナル整備事業との調整が必要			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道中領・新山口駅線		
事業区間	表口駅前広場～ふれあいセンター		
道路延長	900m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
歩道の改良、段差の解消 側溝改良 視覚障がい者誘導用ブロックの設置	1,500m	平成26年度～	
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
事業内容・実施時期等については新山口駅ターミナル整備事業との調整が必要			
IV 事業計画図			
			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道駅南1号線		
事業区間	県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点～黄金公園		
道路延長	300m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	300m	平成22年度～	■■■■■
段差の解消、路面改良	5m	平成23年度～	■■■■■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道駅南9号線		
事業区間	黄金公園～市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点		
道路延長	50m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	50m	平成24年度～	■■■■■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道駅南11号線		
事業区間	市道駅南11号線と市道船倉・中開作線の交差点～平成公園		
道路延長	100m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	100m	実施済み	■■■■■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道船倉・中開作線		
事業区間	県道山口阿知須字部線と市道船倉・中開作線の交差部～ 市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差部		
道路延長	230m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	460m	平成25年度～	■■■■■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			

I 道路の区間			
道路管理者	山口市		
路線名	市道役場前線		
事業区間	国道9号と市道役場前線の交差点部～小郡総合支所		
道路延長	100m		
II 事業の内容・実施予定期間			
事業内容	事業量	実施予定期間	凡例
視覚障がい者誘導用ブロックの設置	100m	平成23年度～	■■■■■
III 事業の実施に際し配慮すべき重要事項			
IV 事業計画図			
<p>The map shows a street grid with National Route 9 (国道9号) running diagonally from the bottom-left towards the top-right. A specific section of the road, starting from the intersection with the main road and extending towards the Komatsu General Branch Office (小郡総合支所), is highlighted with orange dashed lines. A double-headed arrow indicates the length of this section as L=100m. The surrounding area includes various buildings and landmarks, such as the Komatsu Sports Center (小郡体育館) in the upper right.</p>			

5. 交通安全特定事業計画

山口県公安委員会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、山口市バリアフリー基本構想に即してJR新山口駅周辺の重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

1 重点的に交通安全特定事業を実施する道路の区間

- (1) 小郡郵便局前交差点から矢足交差点までの道路の区間（国道9号）
- (2) 県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点（山口グランドホテル前交差点）から若草交差点までの道路の区間（県道山口阿知須宇部線）
- (3) 表口駅前広場（石田屋ビル前交差点）から矢足交差点までの道路の区間（県道新山口停車場長谷線）
- (4) 表口駅前広場（石田屋ビル前交差点）から小郡ふれあいセンター前までの道路の区間（市道中領・新山口線）
- (5) 県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点（トーヨーキッチン前交差点）から市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点（グランドパレス前交差点）までの道路の区間（市道船倉中開作線）
- (6) 黄金公園から市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点（グランドパレス前交差点）までの道路の区間（市道駅南9号線）
- (7) 市道駅南11号線と市道船倉・中開作線の交差点（グランドパレス前交差点）から平成公園までの道路の区間（市道駅南11号線）
- (8) 県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点（山口グランドホテル前交差点）から黄金公園までの道路の区間（市道駅南1号線）
- (9) 国道9号と市道役場前線の交差点（小郡文化資料館前交差点）から小郡総合支所までの道路の区間（市道役場前線）

2 道路区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

	道 路 区 間	実 施 事 業 内 容	実施予定期間
1	小郡郵便局前交差点から矢足交差点までの道路の区間（国道9号）	①視覚障がい者用付加装置の整備 ②横断歩道信号秒数見直し ③信号灯器のLED化の整備 ④エスコートゾーンの整備	平成22年度から 平成24年度まで
2	県道山口阿知須宇部線と市道駅南1号線の交差点（山口グランドホテル前交差点）から若草交差点までの道路の区間（県道山口阿知須宇部線）	①視覚障がい者用付加装置の整備 ②エスコートゾーンの整備 ③信号灯器のLED化の整備	
3	表口駅前広場（石田屋ビル前交差点）から矢足交差点までの道路の区間（県道新山口停車場長谷線）	①視覚障がい者用付加装置の整備 ②エスコートゾーンの整備 ③信号灯器のLED化の整備	
4	表口駅前広場（石田屋ビル前交差点）から小郡ふれあいセンター前までの道路の区間（市道中領・新山口線）	①視覚障がい者用付加装置の整備 ②信号灯器のLED化の整備	
5	県道山口阿知須宇部線と市道船倉・中開作線の交差点（トーヨーキッチン前交差点）から市道駅南9号線と市道船倉・中開作線の交差点（グランドパレス前交差点）までの道路の区間（市道船倉中開作線）	①視覚障がい者用付加装置の整備 ②高齢者等感応化装置の整備 ③信号灯器のLED化の整備	

3 重点整備地区内全道路区間共通で行う交通安全特定事業計画

全道路区間で共通して、実施すべき交通安全特定事業の内容は以下のとおりである。

(1) 実施事業内容

- ① 道路標識の超高輝度化の推進
- ② 照明灯付横断歩道標識の整備
- ③ 道路標示の適切な補修・高輝度化の推進
- ④ 歩道上、横断歩道上、バス停付近における違法駐車車両の重点的な指導取締り及び山口市と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の推進

(2) 実施予定期間

平成22年度から継続実施

4 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき事項

(1) 道路利用者、関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者、地元住民等道路利用者の要望等を尊重するとともに、道路管理者等関係機関との連携を緊密にし推進する。

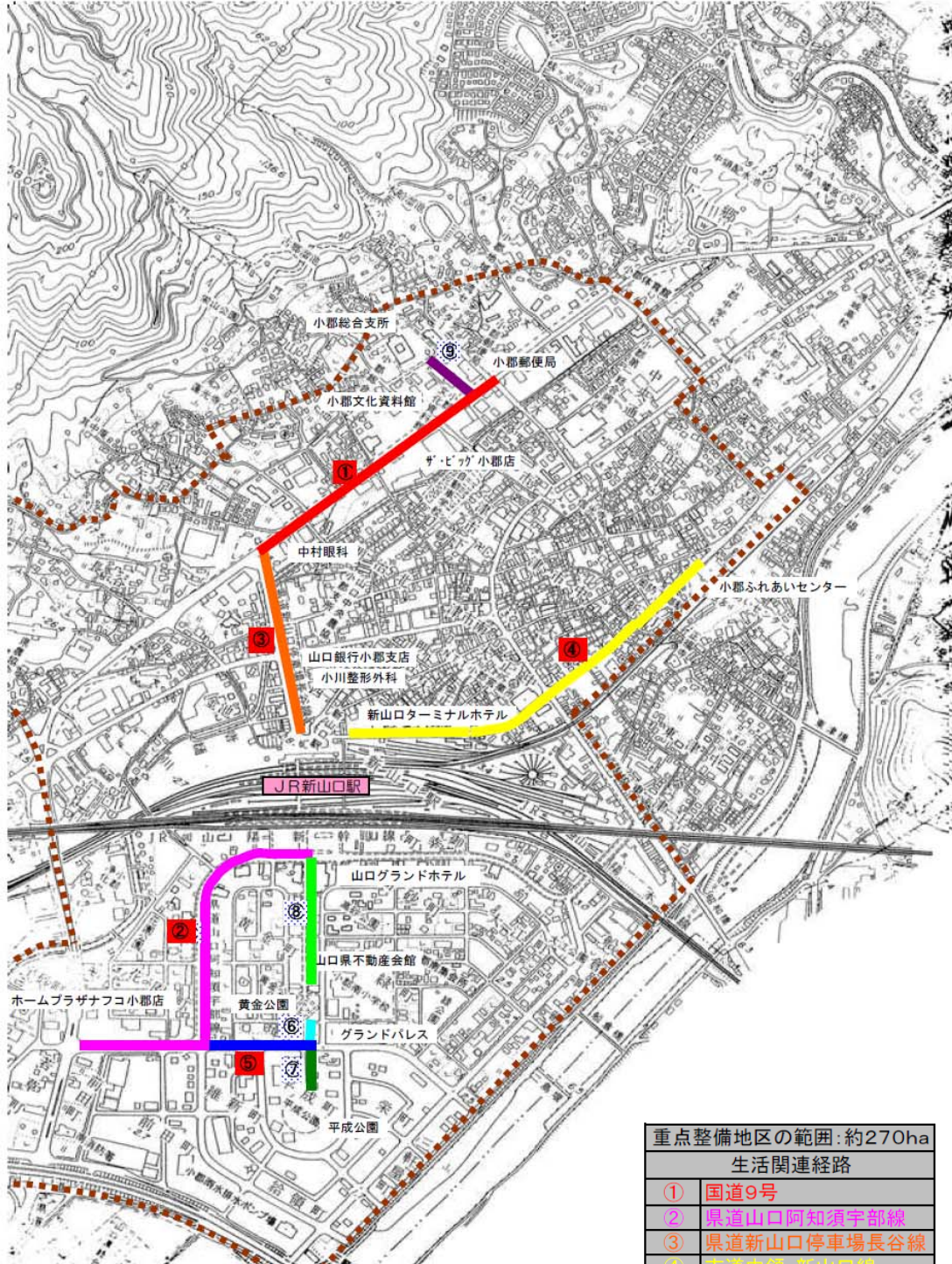
(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう周辺道路へ与える影響を常に考慮し、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車防止事業における配意事項

違法駐車防止に資する広報啓発活動等の事業を関係機関と連携しながら、重点的かつ計画的に実施する。

生活関連施設及び生活関連経路の設定



凡 例	
-----	重点整備地区の区域
太い実線	生活関連経路

重点整備地区の範囲: 約270ha	
生活関連経路	
①	国道9号
②	県道山口阿知須宇部線
③	県道新山口停車場長谷線
④	市道中領・新山口線
⑤	市道船倉中開作線
⑥	市道駅南9号線
⑦	市道駅南11号線
⑧	市道駅南1号線
⑨	市道役場前線